

実施設計業務委託特記仕様書

業務名：令和元年度 臼田総合運動公園大規模改修工事実施設計業務

箇所名：佐久市臼田字平（臼田総合運動公園）

業務内容：基本設計・実施設計・許認可業務 N=1式（A=8.0ha）

履行期間：契約の日から令和2年3月18日まで

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、佐久市が発注する「令和元年度 臼田総合運動公園大規模改修工事実施設計業務」（以下、「本業務」という）の委託に適用する。
- (2) 本業務は、本仕様書のほか、契約書、委託業務関係共通仕様書（長野県建設部 平成30年4月「長野県土木事業設計基準」及び「土木構造物標準設計図」）に基づいて行うものとする。その他必要となる技術基準などについては、監督職員との協議によるものとする。

2 業務の目的

本業務は、臼田総合運動公園の排水機能回復やテニスコートの改修及び駐車場を再整備しユニバーサルデザイン化を図るための、基本設計・実施設計及び許認可業務の手続きに関する申請図書作成を行うことを目的とする。

3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、別紙「平面図（案）」の範囲を基本とするが、詳細については本業務において検討を行うものとする。

4 業務内容

4-1 基本設計

基本設計の対象範囲は、別紙「平面図（案）」における約8.0haの範囲とする。

対象範囲について、ユニバーサルデザイン化を目的とした再整備の設計及び開発許可等取得に必要な図書等を作成するうえで必要となる基礎的設計内容をとりまとめ、実施設計に向けて施設等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行う。各種図面については、市が別に発注する「測量等業務」で実施した現地測量の成果を基に作成する。

【作業内容】

- (1) 与条件の細部検討
 - 1) 与条件や基本計画の把握と整理
 - 2) 各種設計条件の整理と確認
 - 3) 各種設計基準の抽出と適用の確認
 - 4) 現地詳細調査（設計対象地とその周囲）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など）

(2) 諸施設の検討および設定

- 1) 基本計画内容の整合性確認
- 2) 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- 3) 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- 4) 造成基本方針の検討と設定
- 5) 植栽基本方針の検討と設定
- 6) 供給処理設備基本方針の検討と設定
- 7) 整備水準・目標工事費の検討と設定
- 8) 維持管理基本方針の検討と設定

(3) 基本設計図の作成

縮尺については監督員と協議をすること

- 1) 実施平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- 2) 造成計画平面図の作成
- 3) 施設計画平面図の作成
- 4) 植栽計画平面図の作成
- 5) 供給処理設備計画平面図の作成
- 6) 主要断面図の作成
- 7) 主要施設の構造イメージ図の作成

(4) 概算工事費の算出

物価資料による単価、または見積もり徴収による単価に基づいた工事費の算出

(5) 基本設計説明書の作成

検討資料を取りまとめた報告書の作成

(6) イメージスケッチ作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成（サイズ：A3版、4枚）

(7) 協議用資料作成

関係機関との協議に必要な資料の作成

4-2 実施設計

実施設計の対象範囲は、別紙「平面図（案）」の約8.0 haの範囲とする。

対象範囲について、基本設計において定めた内容に基づき、詳細の検討を行い工事の内容が十分に把握できる設計図書を作成する。地質調査については、市が別に発注した「地質調査・解析業務」の成果を基にする。また、その他に必要な地質調査等については監督員と協議をすること。

開発許認可等協議・申請に必要な協議を実施し開発許認可に関する協議・申請図書を作成し申請（令和元年12月を予定）する。

※「佐久市開発指導要綱に基づく協議、都市計画法に基づく公共施設管理者同意・協議（第32条）、開発許可申請（第29条）、佐久市地下水保全条例に基づく協議、道路法に基づく公安委員会協議（第95条の2）、農地法に基づく農地転用許可申請（第5

条) 補助、土壤汚染対策法に基づく土地形質変更届出(第4条)等、道路管理者との協議及び河川法に基づく河川管理者との協議等」

なお、土壤汚染対策法に基づく土地形質変更届出については、令和元年度発注の工事が着工(令和2年1月を予定)する30日以上前に行うものとする。

【作業内容】

(1) 与条件の確認および調査

- 1) 与条件や基本設計の把握と整理
- 2) 適用設計条件や設計基準の確認
- 3) 関連機関との調整内容の確認
- 4) 現地細部確認調査(設計対象地中心)
(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

(2) 実施設計の検討

- 1) 基本設計内容の整合性確認
- 2) 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- 3) 安全性・機能性に関する検討と設定
- 4) 施工性・市場性に関する検討と設定
- 5) 維持管理性に関する検討と設定
- 6) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定
- 7) 目標工事費との調整

(3) 実施設計図の作成

縮尺については監督員と協議をすること

- 1) 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- 2) 割付平面図の作成
- 3) 造成平面図の作成
- 4) 施設平面図の作成
- 5) 植栽平面図の作成
- 6) 供給処理設備平面図の作成
- 7) 撤去平面図の作成
必要に応じて拡大図や各種系統別平面図を作成
- 8) 造成断面図の作成
園路縦断図や排水縦断図及び横断図を作成
- 9) 各種施設の構造図の作成
必要に応じて図面特記事項を付記

(4) 数量計算

- 1) 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- 2) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

(5) 概算工事費の算出

物価資料による単価、または見積もり徴収による単価に基づいた工事費の算出

(6) 実施設計説明書の作成

検討資料を取りまとめた報告書の作成

(7) 照査

- 1) 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- 2) 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- 3) 成果品の内容の適正照査

(8) 調整池詳細設計

- 1) 基本事項の決定
- 2) 構造物等の設計
- 3) 施工計画
- 4) 仮設構造物設計
- 5) 数量計算
- 6) 概算工事費の算出
- 7) 照査
- 8) 関係機関との協議資料作成
- 9) 設計説明書の作成

(9) 都市計画開発行為作業

開発許可申請に必要な書類や図面を作成し申請書の作成

5 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、必要に応じて実施し、打合せ記録簿を作成し打合せ時の資料とともに整理し、成果品として提出すること。

基本設計「初回、中間（5回）最終」の計7回

実施設計「初回、中間（10回）最終」の計12回を予定している。

6 提出書類

(1) 着手時

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴書添付）
- 4) 業務計画書

(2) 完了時

- 1) 完了届
- 2) 成果品

(3) その他監督員が必要と認める書類

7 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出する。

また、監督員が必要と認める成果については、本業務実施中であっても部分提出をするものとする。なお、成果品及び本業務にて作成した資料等は佐久市に帰属するものとし、監督員の許可なく他に公表、貸与及び使用してはならない。

成果品は、製本版2部（正・副）、電子媒体1部（報告書、図面、CADデータ及び座標データ等の電子データをCD-ROM等の電子媒体へ保存）を提出する。保存形式等の詳細については、監督員と協議すること。

成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書
- (2) 打合せ記録簿
- (3) 実施設計成果
 - 1) 実施設計図
 - 2) 実施設計説明書
 - 3) 数量計算書
 - 4) 工事費算出書
 - 5) 照査報告書
- (4) 調整池設計成果
 - 1) 実施設計図
 - 2) 実施設計説明書
 - 3) 数量計算書
 - 4) 工事費算出書
 - 5) 照査報告書
- (5) 開発許可申請成果
- (6) 基本設計成果
 - 1) 基本設計図
 - 2) 基本設計説明書
 - 3) 照査報告書
 - 4) イメージスケッチ図
- (7) 調査した資料及び必要と認められる資料
- (8) 監督員と協議し必要とされる成果

8 電子成果品作成費は次式により算出する

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 6.9 \times X^{0.45}$$

ただし、

X：直接人件費（千円）【直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）】

電子成果品作成費（千円）【千円未満を切り捨て】

電子成果品作成費の上限・下限をそれぞれ、上限を700千円、下限を20千円とする。

9 疑義

この特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議して定めるものとする。